

2019年ゴールデンウィーク期間中の診療体制について

先般、新天皇の即位の日となる2019年5月1日（水）が「1年限りの祝日」となり、2019年のゴールデンウィーク（4月27日（土）～5月6日（月））は、「国民の祝日に関する法律」により10連休となりますが、当院では下記のとおり一部の日程で通常診療いたしますので、お知らせいたします。

4月27日 （土）	4月28日 （日）	4月29日 （月）	4月30日 （火）	5月1日 （水）	5月2日 （木）	5月3日 （金）	5月4日 （土）	5月5日 （日）	5月6日 （月）
休診日	休診日	休診日 （昭和の日）	通常診療	通常診療	通常診療	休診日 （憲法記念日）	休診日 （みどりの日）	休診日 （こどもの日）	休診日 （振替休日）

注：ゴールデンウィーク期間中の4月30日、5月1日、5月2日の3日間は、通常診療を行います。
6月29日、8月14日、8月15日（創立記念日振替休日）、8月31日は、休診になります。

病院長